

議案第 1 2 8 号及び議案第 1 2 9 号の参考資料

特 別 職 報 酬 等 改 定 案

＜期末手当の支給割合＞

議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員
市長、副市長及び教育長

	6 月 期	1 2 月 期	総支給割合
令和 6 年度 (現 行)	2. 2 5 月	2. 2 5 月	4. 5 0 月
令和 6 年度 (改定案)	2. 2 5 月	2. 3 5 月	4. 6 0 月
令和 7 年度以降 (改定案)	2. 3 0 月	2. 3 0 月	4. 6 0 月

備考 適用年月日は、令和 6 年 1 2 月 1 日からとする。ただし、令和
7 年度以降の期末手当については、令和 7 年 4 月 1 日からとする。